

## 安衛則：有害物の発散する場所に係る規定

### 環境・健康

労働安全衛生規則（安衛則）では、産業医の選任、特定業務従事者の健康診断、ガス等の発散の抑制など下記表に示す有害物の発散する場所に係る規定があります。

有害物の発散する場所に係る規定については、当該有害物を直接取り扱っていても、当該有害物を発散する場所が対象となり、また当該有害物が生成し発散する場所が規定の対象となることに留意する必要があります。

### 安衛則：有害物の発散する場所に係る規定

条 項	規制内容等	
第 13 条第 1 項第 2 号	産業医の選任	産業医の選任対象業務
第 45 条第 1 項	特定業務従事者の健康診断	健康診断の対象業務
第 577 条	ガス等の発散の抑制等	発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置等
第 585 条	立入禁止等	関係者以外の立入禁止、表示
第 593 条	呼吸用保護具等	保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等の備え（使用）
第 614 条	有害作業場の休憩設備	有害作業場外への設置

### kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断、リスクアセスメントの実施と教育
衛生意識の向上	労働衛生教育